

No. 159(2018/4)

ORACLE AMERICA, INC., v. GOOGLE LLC
米連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) 2018 年 3 月 27 日判決
—フェアユースの適用を否定—

弁護士 梶山 敬士

1. はじめに

SLN138 号で石新智規弁護士が詳細に報告した事件の第 2 ラウンドである。2010 年、ORACLE は自己が保有する Java のアプリケーション・プログラム・インターフェイス(API) の著作権が、GOOGLE の携帯用 OS である Android に複製されたとして、カリフォルニア州北部地方裁判所に提訴した。同裁判所は、API の著作物性を否定した。

控訴審である CAFC は、GOOGLE が Java API の 37 パッケージの declaring code 及び SSO(structure, sequence, organization)を侵害したとして原審判決を破棄し、フェアユースの判断をするために原審に差し戻した。

GOOGLE は certiorari (裁量上告) の申立をしたが、最高裁は却下したため、差戻審であるカリフォルニア州北部地方裁判所に係属したが、同裁判所はフェアユース (アメリカ著作権法 107 条) の適用を認めた。

これに対し、ORACLE は控訴した。CAFC はフェアユースの適用を否定し、原審判決を破棄、損害賠償額の決定のために再び原審に差し戻した (本件判決)。

以下目次のみ。全 8 ページ。

2. フェアユースを認めた原審判断
3. フェアユースを否定した CAFC の判断
4. 検討

以 上